

訪問看護

【介護報酬改定のポイント】

利用者又は家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う訪問看護の評価の適正化。

○ 緊急時訪問看護加算

訪問看護ステーションの場合 1,370 単位/月 → 540 単位/月
 病院・診療所の場合 840 単位/月 → 290 単位/月

【介護報酬改定後の動向】

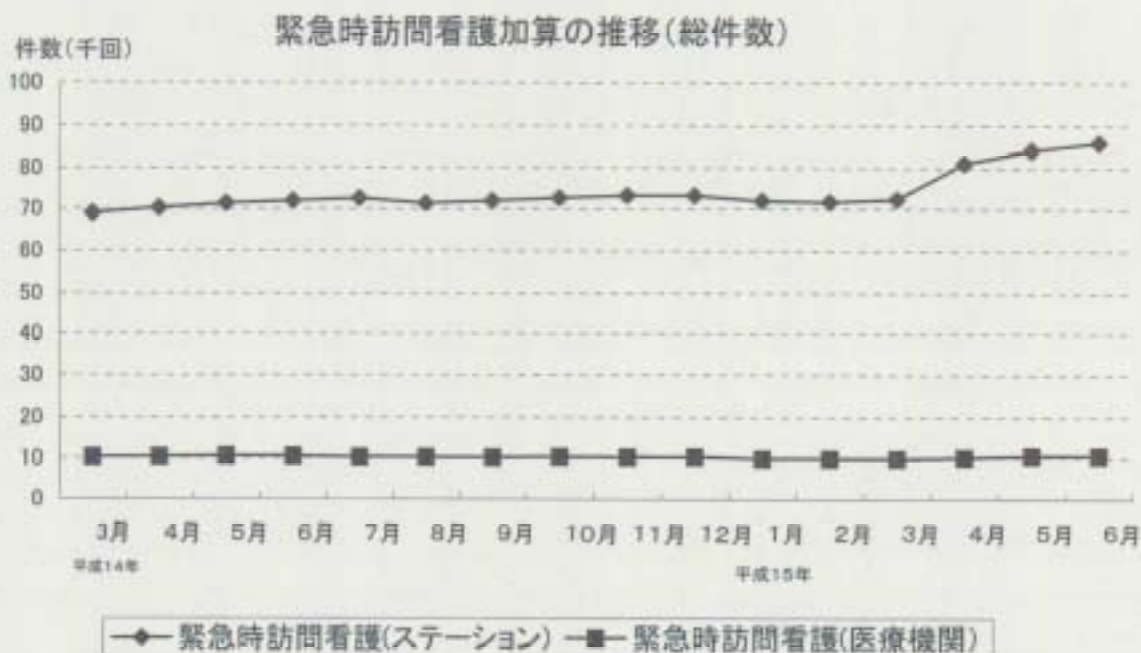
○ 一人あたり費用額が（平成15年4～6月）-4.4%に推移

サービス提供月	平成14年			平成15年		平成15年		
	4～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	4月	5月	6月
1人あたり費用額 (1月平均) (千円)	42.7	43.2	42.6	41.1	40.9	40.8	41.0	40.8
(対前年同期比)	0.2%	1.5%	-0.4%	0.4%	-4.4%	-5.6%	-5.5%	-1.9%

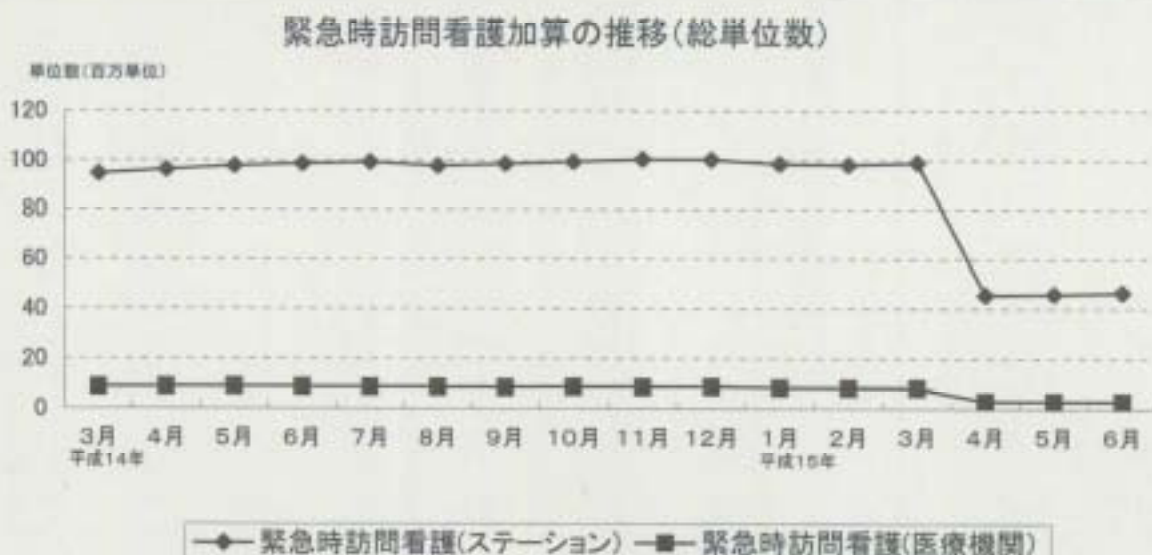
* 介護給付費実態調査

(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等に基づいて集計しており、一般的に当該審査月の前月がサービス提供月である。)

○緊急時訪問看護加算総件数の平成15年4月は前月と比して12%増加している



○緊急時訪問看護加算総単位数の平成15年4月は前月と比して53.9%減少している



*介護給付費実態調査

(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等に基づいて集計しており、一般的に当該審査月の前月がサービス提供月である。)

痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）

【介護報酬改定のポイント】

痴呆性高齢者が安定的に自立した生活を営むことができるよう夜間の介護内容や介護体制を確保したグループホームにおける夜間のケアを評価。

夜間ケア加算 (新設) → 71単位 /日

【介護報酬改定後の動向】

- 一人あたり費用額対前年同期比が（平成15年4～6月）2.4%に推移

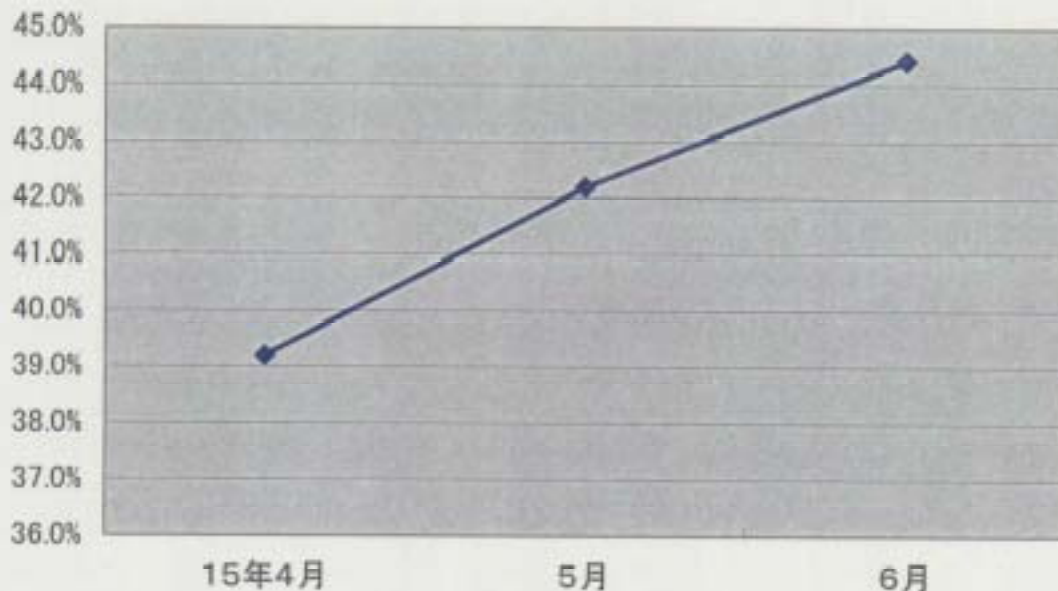
サービス提供月	平成14年			平成15年			平成15年		
	4～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	4月	5月	6月	
1人あたり費用額 (千円)(1月平均)	239.0	243.1	242.6	236.9	244.7	240.0	249.6	244.5	
(対前年同期比)	1.3%	0.9%	0.2%	0.4%	2.4%	2.2%	2.5%	2.5%	

*介護給付費実態調査

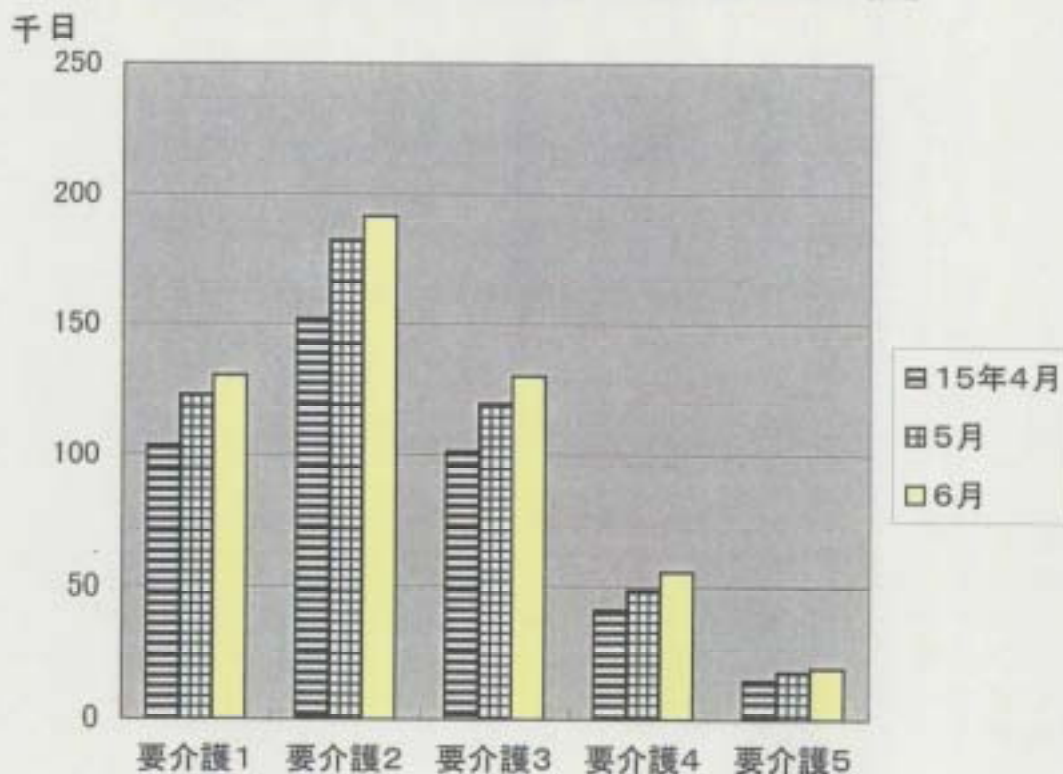
(当調査は、当該審査月に保険請求のあった介護給付費明細書等に基づいて集計しており、一般的に当該審査月の前月がサービス提供月である。)

○ 夜間ケア加算の請求事業所の割合が増加しており、15年6月においては44.4%となっている。

痴呆対応型共同生活介護夜間ケア加算請求事業所の割合の推移



痴呆対応型共同生活介護夜間ケア加算の算定日数の推移



* 介護給付費実態調査

(当調査は、当該審査月に保険請求があった介護給付費明細書等を審査対象としているため、一般的にサービス提供月は当該審査月の前月となる。)